

食育推進評価専門委員会の開催について

平成 19 年 8 月 25 日
食育推進会議会長決定
平成 25 年 12 月 6 日
一 部 改 正
平成 28 年 10 月 20 日
一 部 改 正

1 趣旨

「食育推進基本計画」の実施を推進するとともに、食育の推進状況について評価等を行うため、食育推進評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 専門委員会は、食育推進会議委員（食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 29 条第 1 項第 2 号で定める者に限る。）及び専門委員で構成する。
- (2) 食育推進会議会長は、構成員の中から座長を指名する。
- (3) 座長は、専門委員会の議事を整理する。
- (4) 座長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (5) 座長に事故があるときは、あらかじめその指名する構成員がその職務を代理する。
- (6) 座長は、専門委員会の終了後、一定期間を経過した後に、議事録を作成し、専門委員会に諮った上で、これを公表する。

3 開催

- (1) 専門委員会は、座長が招集する。
- (2) 専門委員会は、座長又は 2（5）の規定により座長の職務を代理する者が出席し、かつ、構成員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 公開

会議は、原則として公開とする。ただし、座長が必要と認めるときは、専門委員会に諮って、非公開とすることができる。

5 庶務

専門委員会の庶務は、農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課において処理する。